

東日本大震災津波に係る主な産業再生支援メニュー（金融支援／水産業）

種類	対象者	内容	問合せ先
漁業近代化資金	漁業・水産加工業を営む個人、法人、漁協等	<ol style="list-style-type: none"> 資金使途 漁船・漁具購入、施設建設、種苗購入等 貸付限度額 漁家等 1800万円～3億6000万円、漁協、連合会 12億円 貸付期間(据置)等 18年以内(6年以内) 無利子(貸付から18年以内) 第三者保証人及び担保不要 申込手続 信漁連、農林中金 	岩手県信用漁業協同組合連合会(019-623-8315)
沿岸漁業改善資金	沿岸漁業者(20トン未満の漁船漁業者及び養殖漁業者)	<ol style="list-style-type: none"> 資金使途 漁船を除く機器購入、家屋改築、漁業開始に必要な資金 貸付限度額 5000万円(資金種類毎に上限あり) 貸付期間(据置)等 13年以内(6年以内) 無利子 申込手続 信漁連 	岩手県信用漁業協同組合連合会(019-623-8315)、県農林水産部団体指導課(019-629-5699)
漁業経営維持安定資金	「漁業経営再建計画」を策定し、知事又は農林水産大臣の認定を受けた中小漁業者	<ol style="list-style-type: none"> 資金使途 延滞ないし実質的に固定化している債務の借換、期限未到来の債務 貸付限度額 4000万円～4億円 (規模又は魚種により異なる) 貸付期間(据置)等 13年以内(6年以内) 別途定める利率 申込手続 一般金融機関(漁業系統が一般的) 	岩手県信用漁業協同組合連合会(019-623-8315)
東日本大震災漁業経営復興特別資金	県内に住所、事務所又は事業所を有する中小漁業者等又は漁業生産組合で、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、県内で漁業経営又は水産加工業の経営に損失を受けた者	<ol style="list-style-type: none"> 資金使途 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により受けた損失のうち漁業経営等に必要経費 貸付限度額 5,000万円。ただし、融資機関が特に必要と認める場合は、融資機関が認められた額 貸付期限(据置)等 15年以内 (3年以内の据置期間を含む。) 実質無利子 申込手続 信漁連 	岩手県信用漁業協同組合連合会(019-623-8315)